

第3 刑事手続への関与拡充への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)				
263	II 第3	1 (1) 医療機関が保管する場合の、資機材の整備の費用を公費負担すること。	B	
264	II 第3	1 (1) 証拠採取等の促進にあたっては、まず国としてのルールを定めることが必要である。なぜなら現状では、保管方法によっては証拠として採用されない可能性があるためである。また採取にあたっては、正しい情報を適切な方法で提供した上で、犯罪に遭った方の意向を最大限に尊重していただきたい。	B	
265	II 第3	1 (1) 医療機関での性暴力についての証拠採取においては、医療機関での器材の整備をするとともに、証拠として利用できる保管のルールを早急に策定する必要がある。また証拠採取にあたっては、本人の意思を尊重するのが最も優先すべきことであることを明記すべきである。子どもの場合の証拠採取については、特別な配慮を明記すべきである。	B	
266	II 第3	1 (1) 【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者が警察署よりも先に病院へ行った場合に、希望すればその場ですぐに証拠採取が可能となることは被害者にとっても望ましく、今後、ワンストップ支援センターが設置された際にも有効である。	C	
267	II 第3	1 (2) 【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても、法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていないならば、現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。	C	
268	II 第3	1 (3) 加害者は裁判中、裁判にかかる費用は国費で保護(弁護士費用、食費、住居、医療等)されている。しかし、被害者は資力により制約されている。加害者と被害者と差別すべきではない。加害者に使う費用と同等の裁判費用は被害者にも補償すべきである。裁判参加のための旅費等は相当多くかかるものである。	B	
269	II 第3	1 (3) 被害者参加人に旅費を支給していただきたい。 資力如何にかかわらずに支給していただきたい。また、国選、私選にかかわらず弁護士がついていても、いなくても参加人に旅費を支給していただきたい。被害者参加弁護士には旅費が支給されているのに、あまりにも不公平である。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
270	Ⅱ 第3 1 (3)	刑事裁判の傍聴・参加を希望する被害者に住所地から裁判所までの旅費を被害者の資力にかかわらず、訴訟費用として支給するようにはしていただきたい。	B	
271	Ⅱ 第3 1 (3)	外国に居住する外国人遺族が被害者参加人となった場合に、被害者としての権利が行使されることを十分に保障するため、海外渡航費の補助や通訳、翻訳費用等のための十分な予算措置の他、入国の便宜等の諸制度が整備されるべきである。なお、既に当弁護士会は、通訳費、翻訳費用に関し、日弁連の犯罪被害者法律扶助制度において支給される額を上回った費用を援助する独自の事業を営んでおり、少なくとも、当会の独自事業の支援を国費によって施されるべきである。	B	
272	Ⅱ 第3 1 (3)	旅費は全額公費負担していただきたい。なぜなら犯罪に遭った方が裁判に参加することは、当事者の権利だからである。	B	
273	Ⅱ 第3 1 (3)	刑事に関する手続きへの参加に関して、(3)および(4)で、被害者参加人への旅費支給、国選弁護制度の資力要件緩和など具体的課題として言及していることは評価する。	C	
274	Ⅱ 第3 1 (3)	(3)(4) 被害者参加人の旅費、国選弁護資力要件 前向きな検討を期待する。 裁判員制度が始まって、裁判員には旅費、宿泊費、日当まで支給される。犯罪被害者が裁判に参加するためには摂津市のような取組みを除けば、すべて自費である。このアンバランスは何とかならないか。法テラスの資力要件も、被害者参加制度の利用を情報提供する際に、被害者が利用のためらう一つの要因となっている。被害者目線が足りないと思う。	C	
275	Ⅱ 第3 1 (3)	【意見】 賛成である。 【理由】 被害者参加人のうちでも、とくに被害者死亡事案における遺族は、亡くなった被害者とは離れて居住している者が少なくない。また、性犯罪被害者等でも、被害を受けたことを契機に遠隔地へ転居し、又は実家へ戻ることによって、公判の時期には裁判地から遠く離れていることもある。 このような被害者等の出廷の機会を実質的に確保するためには、旅費等の負担を軽減する制度の導入が強く望まれる。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
276	II 第3	1 (4) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する処置に関する法律及び総合支援法の一部を改正する法律第5条において、裁判所に対して、被害者参加弁護士の選定を求める者に要求される資力要件は、可能な限り、適用される対象者が多くなるように定めるべきであり、被害者参加人の「資力」の「基準額」等を定めた政令の「150万円」の金額を可能な限り高額な金額にし、また、資力を判断する要素となる「請求の日から3月以内に支出することとなる認められる費用の額(以下「治療費等の額」という)について、十分な額が認められるべきであって、例えば、実際に支払われた治療費等以外に、近親者の付き添い経費や入院雑費等、現在の損害賠償実務において認められている費用も、治療費等の額として認められるべきであり、また、後遺症が懸念される場合の治療費や将来の介護料など、請求時から3月を経過した後に出される費用であっても、請求時から3月経過時点において支出する可能性が高いと判断している場合、「治療費等の額」に含まれることを明示すべきである。	B	
277	II 第3	1 (4) 【意見】 賛成である。 【理由】 現行の資力要件は流動資産を基準に150万円とされているが、いささか厳格の感が否めない。被害者参加人にとって、法律の専門家である弁護士の助力を得る必要性は高く、国選被害者参加弁護士制度をより利用しやすいものとする方策が強く望まれる。	C	
278	II 第3	1 (5) 裁判が終わってから閲覧謄写することができる、「刑事確定記録」の閲覧謄写で、黒く塗りつぶされている箇所があまりに多いので、原則、全面的に開示するようにしていただきたい。例えば、被告人の住所まで隠されていたり、或いは被告人の身上に関する記載が全面的に塗りつぶされている例がある。	A 法務省	(原案のままとする。) 本意見を反映することは困難である。 確定記録の閲覧については、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害(関係者の名誉・プライバシーの侵害、犯人の改善更生の妨げ等)を比較考慮して、その許否を判断すべきものであり、刑事確定訴訟記録法は、このような趣旨で閲覧制限事由等を定めているものであるから、一律、被告人や証人等の住所を開示することは困難であると考えられる。
279	II 第3	1 (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応として、閲覧・謄写が可能であるとの周知徹底は、パンフレットを主としたものとせず、被害者等への対面説明を主とすべきである。 また、刑事記録、刑事確定記録、訴訟記録などの意味を、事件後間もない被害者等は違いが理解できていない。担当者が親切に説明するよう求める。	B	
280	II 第3	1 (5) 【意見】 犯罪被害者等にとって、公判記録及び刑事確定記録は、何があったのかを知るために必要不可欠なものである。それぞれの閲覧・謄写について、被害者保護の要請に配慮し、より広い範囲での対応に努めるべきである。 なお、被害者参加対象事件の被害者等から申出があった場合、第1回公判期日前であっても検察官請求予定証拠を弾力的に開示している旨についても、周知が図られるべきである。 ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることのないように検討されるべきである。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
281	II 第3	1 (6) コミュニケーションという言葉で逃げず、被害者の権利を護り、被害者の主張を伝えたいと書いていただきたい。	A 法務省	(以下のとおり修正する。) (6) 犯罪被害者等と検察官の コミュニケーション意思疎通 の充実 ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の コミュニケーション意思疎通 をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。 イ 法務省において、 犯罪被害者等基本法第3条の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」との規定等を踏まえ 、刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定についても、検察官が犯罪被害者等と十分な コミュニケーション意思疎通 をと図り、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努める。
282	II 第3	1 (6) 【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等が裁判の進行状況を十分に把握し、刑事裁判へ適切に関与していくためには、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分に図られることが不可欠である。とくに、被害者参加事件については、犯罪被害者等が検察官とのコミュニケーションが取れないままでは、各種の訴訟行為を円滑に行うことが不可能となってしまう。 (6) 犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションの充実は、単に被害状況の的確な立証のためにとどまらず、犯罪被害者等の参加の機会の拡充にとって欠くべからざる施策というべきである。	C	
283	II 第3	1 (7) 【意見】 賛成である。 【理由】 検察官の訴訟活動が過度にわかりにくいものであれば、訴訟の進行状況さえ把握することができない。 また、刑事裁判は犯罪被害者等のみならず国民一般の重大な関心事でもあることから、検察官において国民にわかりやすい訴訟活動が行われるべきことは当然の要請である。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
284	II 第3	<p>少年審判について、犯罪に遭った方ならびにその家族については、あらゆる審判を傍聴できるようにしていただきたい。なぜなら、自分に関わる審判に参加することは、当事者の「知る権利」として尊重されるべきだからである。</p>	A 法務省	<p>(原案のままとする。)</p> <p>本意見を反映することは困難である。</p> <p>すなわち、被害者等による少年審判の傍聴は、犯罪被害者等基本法が基本理念として定める個人の尊厳にふさわしい処遇を実現するものであり、この「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命に害を被った場合やこれに準ずる場合に傍聴を認めることとするのが、その趣旨に合致すると考えられる。また、少年審判が非公開とされるのは、少年の健全な育成を期するためには、少年等のプライバシーにかかわる事項を含め広く情報を収集し、適正な処遇選択を図る必要があるとともに、裁判所が、少年の心情の安定に配慮しつつ、教育的な働きかけを行うことによって、その反省を深める必要があるからであり、このような趣旨からすると、被害者等による傍聴を非公開の例外として認めるとしても、その対象事件は、何ものにも代え難い家族の生命を奪われた場合など、被害者側の事実を知りたいという審判傍聴の利益が特に大きい場合に限るのが適当であると考えられる。</p> <p>したがって、被害者及びその家族があらゆる少年審判を傍聴することができる制度とすることについては、慎重な検討を要すると考えられる。</p> <p>なお、傍聴できない場合でも、審判の状況の説明制度、審判の結果の通知制度及び記録の閲覧・謄写制度を利用することができる。</p>
285	II 第3	<p>【意見】</p> <p>被害者傍聴制度は、「改正」法の施行から3年度、すなわち2011(平成23)年に見直されることになっている。当連合会では、被害者傍聴制度が現実にどのように運用されているのかにつき、各地の弁護士にアンケートをし、実例の報告を受ける等して、その運用実態の検証に努めてきた。その実例の中には、法「改正」時の重要な論議に基づき、条文を修正して追加された「少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるとき」という要件が軽視され、被害者傍聴が実施されたのではないかという懸念を持たざるを得ない実例もあるので、この規定が空文とならぬよう留意しなければならない。</p> <p>なお、この制度の周知及び周知すべき内容に関しては、2011年に迫った「3年後見直し」の内容を十二分に反映させるべきである。</p>	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
286	II 第3 1 (12)	被害者支援弁護士費用は全額公費負担について検討すること(国選被害者支援弁護士制度の検討)。	A 法務省	(原案のままとする。) 御意見にある「被害者支援弁護士」がいかなるものを意味しておられるのか必ずしも明らかではないが、被害者等の支援に携わる弁護士に関しては、被害者等が被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人のための国選弁護制度が設けられており、同制度においては、一定の資力要件の下、国選被害者参加弁護士の報酬・費用を全額公費で負担する仕組みになっているところである。また、その資力要件を問題とされるのであれば、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第3の1(4)「被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討」において、「法務省において、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費等と併せて検討を行う。」とされており、既に計画案に盛り込まれている。 なお、同制度は、資力の乏しい被害者参加人が弁護士の援助を受けることを断念せざるを得なくなるとすれば、個人の尊厳にふさわしい処遇の一環として被害者参加制度を導入した意義が損なわれるおそれがあると考えられたことによるものであり、御意見の趣旨が、広く一般に被害者等の支援に携わる弁護士の費用をすべて国費でまかなうことを求めるものであるとすれば、上記制度の趣旨等にかんがみ、慎重に検討する必要があると考えている。
287	II 第3 1 (13)	【意見】 いずれも賛成である。 【理由】 犯罪被害者等が利用可能な制度については、今後も継続的かつ積極的に周知に努める必要がある。	C	
288	II 第3 1 (14)	検視調書の記載内容について、2009年に警察庁が携帯エコーの全国配備を進めていますから、これを交通事故の検視に積極的に使用するように明記することを要望する。交通事故の受傷は外部だけにとどまらず、内部損傷・受傷箇所を明らかにしなければ検視としては不十分である。骨折の見落とし一つで事故態様の見解が誤認されることがある。交通事故においては、安易に被害者が加害者とされる可能性が大きな犯罪であるから、検視において携帯エコー画像または病院撮影のレントゲン等の撮影も行い保存し、調書に添付すべきである。	E	捜査手法に関することについては、犯罪被害者等基本計画の対象外である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
289	II 第3	1 (14) 【意見】 賛成である。 【理由】 検視及び司法解剖に際しての捜査機関の対応に不満を述べる被害者遺族は依然として少なくない。検視及び司法解剖が、遺族にとっては極めてデリケートな事柄であることに十分配慮し、適切な対応に努めるべきである。	B	
290	II 第3	1 (14) 外受傷だけでなく、内部確認を行い体内部にそのような損傷を受けているのかできる限り詳細に記載することを一般化して、被害者等の要望があれば何時でも適正な説明および検視調書の開示に応じるよう求める。	D	要望聴取会で寄せられた「…鑑定報告書を当事者の求めに応じ…開示してほしい。」との要望について、第1回会議において、「刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。
291	II 第3	1 (15) (15) ア、イ 特に警察において、伝えられる捜査状況の情報が正確なものであるのかどうか被害者は判定できない。また、都道府県によって被害者に対する情報提供の内容にかなりな差があるように思われる。情報提供の明確な基準(時期と内容)を明示すべきである。	C	既に情報提供の基準を明記した「被害者連絡実施要領」を策定し、ホームページで公開している。
292	II 第3	1 (15) 「被害者連絡制度」を通達でなく、本物の制度にしていだきたい。捜査への支障等を勘案しつつ、とあるが、どう勘案したのか内容を教えられる範囲で伝えるようにしていだきたい。教えられない事情も説明していただけるような、そういう制度にしていだきたい。	B	
293	II 第3	1 (15) アについては、特に長期捜査事件の5年後、10年後の中間総括を強く求める。 公訴時効が無くなった事件もあるが、長期にわたる捜査により被害者が不安に感じる事はむしろ増えたと考えている。 被害者等にとってはどのような進捗状況なのか知りたい上、何度も繰り返し捜査協力を受けなければならない負担も考慮し、一定の期間ごとに被害者等に対しては詳細な情報開示を、一般社会に向けても一定の捜査状況を開示する事を強く求める。	B	
294	II 第3	1 (15) 【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等のなかには、捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満をもつ者が依然として少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも、犯罪被害者等が捜査過程において疎外感を抱くことのないよう、捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供するよう努めるべきである。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
295	Ⅱ 第3	1 (15) 第3の1の(15)にも関連するが、交通事故の実況見分調書や鑑定報告書を当事者の求めに応じ送検以前の早期(実況見分調書は事件後1～2週間以内)に開示するなどの具体的措置がどうしても必要である。この課題を骨子に明記することを要望する。	D	要望聴取会で寄せられた「…実況見分調書や鑑定報告書を当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示してほしい。」との要望について、第1回会議において、「刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。
296	Ⅱ 第3	1 (15) 「捜査への支障等を勘案しつつ」「適宜適切」に捜査状況等の情報を提供するように努めるとあるが、実況見分はまず初めに警察捜査官や鑑識において捜査がなされ現場検証や証拠保全が行われていると思う。 交通犯罪捜査においても当然、そのような流れの捜査後、当事者の事故内容等の供述を得て、現場状況等との不一致部分に関し捜査を詰めていくのが当然の流れである事を考えれば、警察官によって行われた実況見分調書(現場写真を含む)、検視写真等の客観的証拠物は、事件後1・2週間の後に被害者等に情報提供すべきである。 また、口頭での説明では、情報の正確性に問題がある。 対応する人間や地域などにより情報提供量が異なる場合も考えられるので、開示時期とともに、開示できる文書名の明確化を求める。 ひき逃げなどを除き、公道上で起き、加害者が明白な交通事犯の場合に、捜査上の支障は考えられないので、捜査機関からの情報の提供は「配慮や運用」ではなく、犯罪被害者等の権利として規定するように求める。	D	要望聴取会で寄せられた「…実況見分調書や鑑定報告書を当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示してほしい。」との要望について、第1回会議において、「刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。 なお、第7回会議において、有識者構成員から、交通事故被害者支援についての前向きな姿勢を示した表記を盛り込むべきとの意見が出され、「交通事故体制の強化等」に「交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ」との文言が追加された。
297	Ⅱ 第3	1 (16) 本部だけではなく、全警察署においてち密で科学的な捜査を行えるよう整備し、捜査内容・証拠収集能力の格差をなくさなければならない。特に交通捜査については、都道府県によって、また、同じ都道府県内においても、各警察署で、捜査能力には大きな開きが見受けられる。また機材や設備の地域格差も大きな問題である。各警察署に捜査統括官の配置、科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官の配置と同等、徹底を要望する。 交通事故は公道上で発生するため、本部から赴いてくるとしても長時間にわたる現場保存が難しいと言えるので、各警察署への人員配置とし、ち密な捜査によって証拠収集に努めるよう明記していただきたい。その上で、被害者等に捜査内容を早期開示することが重要である。	B	
298	Ⅱ 第3	1 (16) 自動車が搭載しているイベントレコーダや今後全車搭載が予定されるドライブレコーダなどの記録確保、事故現場でのデータ解析や事故解析による事故動態の正確な推定等、最新の科学的知見を構築する能力の涵養が必要とされる。 捜査の項目の中にアルコールは無論、薬物検査も実施し、危険運転を防止するため路上検査を実質的に広げる。英国では5年前から手持ち型、低価格、高感度の薬物検知器を路上で使用している。	B	
299	Ⅱ 第3	1 (16) 特に交通捜査については、都道府県によって、また、同じ県内においても、各警察により、その捜査能力には大きな開きがみられます。この差を無くすためにも、捜査状況を即座に被害者に開示し、被害者が抱く疑問点を明確にすることが、一番重要であると考えます。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
300	II 第3	1 (16) 交通事故の科学的捜査のための体制強化について強調されている点は評価する。しかし、このことは「被害者等の心情に配慮」ではなく、「被害者等からの指摘による『死人に口なし』的な不公正捜査があってはならない」という主旨の文言にしていきたい。極めて当然のことであるが、真実に基づく公正な裁きが被害等の現状の強い願いであり、被害回復など被害者等の尊厳を守るための大前提であることへの理解なしには、基本法の本質は生かされない。さらに、昨年10月13日の要望聴取会にて提出した要望項目7で指摘した検視検案の際のCTや薬毒物検査の義務化など死因究明の科学化についても重要課題として骨子に明記し具体化されることを要望する。	D	要望聴取会で寄せられた画像検査や薬物検査の義務化等に関しては、第1回会議において、「死因究明制度の充実については、別途警察庁の『死因究明制度のあり方を検討する研究会』において検討がなされる。」との整理案が了承され、検討の対象外とされている。
301	II 第3	1 (17) 【意見】 いずれも賛成である。 【理由】 重大・悪質な交通事故等の犯罪被害者等、ことに被害者死亡事案における遺族にとって、事故による精神的な打撃は、いわゆる通り魔殺人のような犯罪の被害と異なるところがない。警察においては、このような被害者等の心情に配慮し、捜査態勢の強化、研修の充実等を図る必要がある。	B	
302	II 第3	1 (18) 【意見】 賛成である。 【理由】 不起訴記録については、運用の改善により、実況見分調書などは閲覧・謄写に応じるケースが多くなったものの、その他の証拠については、閲覧・謄写に応じないケースがほとんどである。 しかし、閲覧・謄写に応じられない記録の中に、損害賠償を行うために重要な証拠が存在するケースも少なくなく、かかる状況は、民事訴訟による損害賠償の足かせとなっている。 そこで、犯罪被害者等が刑事記録に容易にアクセスできるよう、制度を改善すべきである。 また、不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。	A 法務省	(原案のままとする。) 本意見を反映することは困難である。 刑事訴訟法第47条により、不起訴記録は原則不開示とされているところ、不起訴記録の開示については、平成20年11月に運用方針を見直し、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、被害者等の保護等の観点と開示により関係者のプライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれの有無等を個別具体的に勘案し、相当と認められる範囲で、弾力的な運用が行われている。御要望については、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、前記見直し後の運用状況等を考慮した上で、慎重な検討を行う必要がある。
303	II 第3	1 (18) アについて 不起訴記録の開示範囲が、検察官の恣意によることのないように、第三者機関を設け、不起訴記録の開示範囲について納得できない犯罪被害者等がその第三者機関に対して開示をの申し立てをできることとし、その第三者機関において、開示範囲を決定する制度を設けるべきである。	A 法務省	(原案のままとする。) 本意見を反映することは困難である。 刑事訴訟法第47条により、不起訴記録は原則不開示とされているところ、不起訴記録の開示については、平成20年11月に運用方針を見直し、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、被害者等の保護等の観点と開示により関係者のプライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれの有無等を個別具体的に勘案し、相当と認められる範囲で、弾力的な運用が行われている。御要望については、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、前記見直し後の運用状況等を考慮した上で、慎重な検討を行う必要がある。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
304	II 第3	1 (19) 不起訴処分となった場合に、検察審査会への申し立てができるが、検察審査会が公訴権の実行ができるように拘束力を高めるのであれば、審査会で審議された書類名を開示し、被害者等に審議の透明性を示すよう要望する。	A 法務省	(原案のままとする。) 本意見を反映することは困難である。 検察審査会法第26条において「検察審査会議は、これを公開しない」とされており、その趣旨は、審査員の自由な審査活動を保障することや関係者のプライバシーや捜査の秘密等を保護する必要があること等の理由により、非公開とをされているものであるところ、同条の趣旨からすると審査会で審議された書類名を開示することについても困難であると解される。
305	II 第3	1 (19) 【意見】 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度は、訴追裁量権の行使に対して、犯罪被害者の申立に基づき、市民による判断を尊重する点で民主的統制の強化であるが、犯罪被害者等の支援の観点からも望ましい施策と評価できる。 一方で、従来の検察官の起訴裁量とあまりにかけ離れた運用がなされることの刑事政策的な是非については十分検討する必要があると思料する。	B	
306	II 第3	1 (20) 【意見】 賛成である。	C	
307	II 第3	1 (21) 【意見】 加害者の收容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされるなどの措置が必要である。 ところで、本項で懸念されるのは、警察の強い主導性と、刑の執行・保護処分の執行後も再被害防止のために警察が加害者に関する出所情報を得て加害者を監視し得ることである。すなわち、「警察の要請」があれば、これに「応じ」て、刑事施設等が「釈放予定、帰宅予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供」をすることが求められている。具体的に過去の犯罪行為の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」がある場合に、これを覚知した検察官・刑事施設等が、被害者の再被害防止のために、当該情報を警察に連絡することは必要だが、このような具体的なおそれを要件とせず、抽象的な「再被害防止」という目的のみで、一般的に「警察の要請」があれば、刑事施設等に加害者の出所情報等を警察に提供することが求められるとすれば、一度犯罪を行った者は刑の執行・保護処分の執行後も常に警察にその動向等を把握され環視下に置かれることになりかねず、加害者の人権と更生を阻害する。	A 法務省	(原案のままとする。) 警察においては、再被害防止要綱に基づき、加害者により再び危害を受けるおそれが大きい被害者等を再被害防止対象者として指定し、加害者を收容している刑事施設等と密接に連携し、組織的・継続的に再被害防止措置を講じているところである。 再被害防止対象者は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的に再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長等が指定を行っている。 なお、刑事施設等においても、警察から再被害防止措置を講じる必要があるとして要請があった場合において、犯罪の動機・態様及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況に照らし、通報を行うのが相当であると認めるときは、受刑者の釈放等に関する情報を通報することができるとしている。”

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
308	II 第3	1 (22) 【意見】 犯罪被害者等への加害者の情報提供は、犯罪被害者等の知る権利に資するものとしてその拡充に努めるのは望ましいことである。ただし、その内容は、加害者の更生を阻害するものであってはならないよう十分考慮されなければならない。 また、受刑者側に発生した事情を知らせることによって、受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから、受刑者の同意のもとで、対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきであるが、情報提供時において、被害者の加害者に対する心情等も考慮して提供すべきである。【日弁連】	A 法務省	(原案のままとする。) 対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等については、加害者の処遇状況として、受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を達成する見込みについて評価して指定する制限区分及び一定期間の受刑態度の評価に基づき指定する優遇区分を被害者等通知制度により通知しているところであるが、同制度の更なる充実については、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第2の2(2)、第3の1(22)のとおり、制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮した上で、今後、必要な検討を行っていきたいと考えている。
309	II 第3	1 (23) 【意見】 少年院処遇規則は、52条で「面会は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」、55条で「通信及び小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」と定めている。 被害者からの面会・信書の発受については、特にその時点における矯正教育がいかなる段階にあるかとの関係での慎重な配慮を要する。矯正教育の進捗状況を軽視し、被害者の要望のみを尊重して、一方的かつ性急な面会や通信の発受が行なわれるならば、少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねない。同時に、被害者からの面会や通信の発受を受け容れるべきか否かの判断には、被害者の現在の心情や状況に関する情報も欠かせない。双方の同意を前提とするきめ細かい情報の交換が必要であると思料する。	B	
310	II 第3	1 (24) この部分は大変に素晴らしい前進である。更に踏み込んだ改善を期待したい。 ことに犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催する点については、是非とも協力したいと考えている。 また一部の被害者団体の声に唱和して加害者の刑罰的・監視的処遇を推進するのは被害者や加害者双方の関係改善や被害回復にとって本来の趣旨ではなく被害者のリカバリー支援を推進すると同時に加害者のリカバリーをも目指す教育、福祉的処遇を推進するべきと考える。	B	
311	II 第3	1 (24) 【意見】 「被害者の視点を取り入れた教育」について、矯正教育の進捗状況を軽視し、被害者の要望のみを尊重して、一方的かつ性急な面会や通信の発受が行なわれるならば、少年に被害者の非難に対する恐怖心や社会復帰に対する絶望感をもたらしかねないため、極めて慎重な配慮がなされる必要がある。 また、被害者等の心情等を加害者に知らせるにしても、加害者の更生状況を勘案して、その更生を阻害することのないよう留意すべきである。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
312	II 第3	1 (25) 【意見】 犯罪被害者等の心情等を処遇にそのまま活用することが不適切な事案もあると思料され、慎重な検討が必要である。	B	
313	II 第3	1 (26) 【意見】 仮釈放中の保護観察において、犯罪被害者等の安全が確保されることが必要であること、そのために事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項を設定し、それを遵守させるための指導監督を徹底すること自体に異論はない。 しかし、保護観察の目的は、対象者の改善更生に向けた支援であるから、対象者に対しては、犯罪被害者等の安全確保という視点にたつのではなく、改善更生に資するという視点で指導監督がなされるようにする必要がある。	B	
314	II 第3	1 (27) 【意見】 受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと、犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでないと強く反対することが多いであろうから、仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いない。 仮釈放については、現在も、法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり、この現状がより悪化する可能性がある。したがって、受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることについては慎重に検討すべきである。	B	
315	II 第3	1 (28) 【意見】 前記(27)で述べたとおりである。 ところで、犯罪被害者等への加害者の情報提供は、犯罪被害者等の知る権利に資するものとしてその拡充に努めるのは望ましいことである。 また、受刑者側に発生した事情を知らせることによって、受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから、仮釈放の審理経過、審理結果、保護観察の開始、処遇状況、終了等の経過のほか、受刑者の同意のもとで、対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきである。	A 法務省	(原案のままとする。) 対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等については、加害者の処遇状況として、受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を達成する見込みについて評価して指定する制限区分及び一定期間の受刑態度の評価に基づき指定する優遇区分を被害者等通知制度により通知しているところであるが、同制度の更なる充実については、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第2の2(2)、第3の1(22)のとおり、制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮した上で、今後、必要な検討を行っていきたいと考えている。
316	II 第3	1 (28) 趣旨は賛成。これまで4件の意見陳述の支援をしたが、委員会、観察所の対応は丁寧であった。ただ、書面での申し出や書面による陳述の場合は印鑑証明書まで取寄せを求められるのは遺族にとってはやや負担のように感じる。本人確認ができれば、もう少し円滑な手続きになるよう、あわせて検討いただきたい。	B	
317	II 第3	1 (29) 【意見】 賛成である。	C	

番号	重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
318	II	第3 1	<p>犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から、被害者参加制度の中で、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士の出席を可能にすることが急がれる。骨子では、この課題を明記し、さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や、検察審査会の機能と権限強化が必要なことなども明記していただきたい。</p>	<p>前段D 後段A 法務省</p>	<p>(前段) 公判前整理手続への被害者参加に関する要望に対し、第1回会議において、「公判前整理手続への被害者等やその代理人に出席権を認めることとするか否かについては、法制審議会において議論され、被害者が証人として証言した場合への影響などから、出席権は認められないこととされたものである。」との整理案が了承され、検討対象外とすることとされた。</p> <p>(後段) (案文の修正なし) 「捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度」の整備に関する要望について法制審議会の議論を経て、被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加し、検察官との間で密接なコミュニケーションを保ちつつ、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに、被告人質問等の一定の訴訟活動を自ら直接行うという被害者参加制度が設けられている。また、検察官は、捜査、公訴提起に当たり、必要に応じて、被害者等から事情聴取を行い、その意見をも踏まえて、適切に対応しているものと承知している。</p>
319	II	第3 1	<p>以下項目には記載がないが、現在では被害者参加人だけに認められている公判に出される前の捜査資料の閲覧をすべての刑事事件に関わる被害者等にも広げ、謄写も認めていただきたい。これは被害者救済、被害者の不安除去にも役立つ事であり、十分に活用できるよう配慮していただきたい。</p>	<p>A 法務省</p>	<p>(新たな案文は作成しない。) 被害者参加制度の下では、参加の申出をすることができる者が刑事裁判に参加するか否かを適切に判断できるようにするとともに、参加を許可された者が適切に刑事裁判に参加できるようにするため、あらかじめ事案の内容や証拠関係を把握することが求められることから、検察官請求証拠について、被害者参加の申出をすることができる者から第1回公判前に開示を求められたときは、原則としてその閲覧を認めることとしている。</p> <p>しかし、現行法上は、他人の名誉やプライバシー保護の問題、捜査公判に重大な支障が生じるおそれがあることなどにかんがみ、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定されていることから、被害者参加の申出をすることができない者に対する証拠の閲覧等については、公判記録の閲覧・謄写(犯罪被害者等保護法第3条)により対応すべきものとする。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
320	Ⅱ 第3 1	<p>公判前整理に対する被害者の関与を求める。</p> <p>最近の重大事件についてはほとんど長期間をかけて、公判前整理手続きがされていると思うが、この間には被害者の意見を聴く場が設けられていない。被害者弁護士も公判開始以後でないと関与できていないと思う。被害者の知りえた情報で、裁判の重要な参考になると思うことでも、公判開始後は検察の証拠として取り上げてもらえないことがある。被害者は、馴れない警察官や検察官の調べの時にはパニック状態で、最初の段階での検察官の聴取の時に忘れていて、後から思い出しても、採用されない場合があり、ほぞを噛む思いをする場合があった。このような場合、公判開始後の追加証拠の柔軟な採用を制度化していただきたい。</p>	D	<p>要望聴取会において公判前整理手続への被害者参加について要望が出されたが、第1回会議で、「公判前整理手続への被害者等やその代理人に出席権を認めることとするか否かについては、法制審議会において議論され、被害者が証人として出席した場合への影響などから、出席権は認められないこととされたものである。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。</p>
321	Ⅱ 第3 1	<p>不起訴不当議決について</p> <p>不起訴不当議決が本当に必要なのか含め、検察審査会法を再度見直していただきたい。</p> <p>起訴相当の議決には拘束力が付されたものの、不起訴不当議決の場合は、事実上不起訴相当議決と同様に、検察官(検察庁)の判断で不起訴の判断を維持することができる制度には納得できない。</p> <p>法律の専門家ではなく、一般市民による検察審査会での判断において、拘束力のない不起訴不当議決が本当に必要なのかを含め「市民の視線を取り入れた司法改革」の点からも、再度検討していただきたい。</p>	D	<p>要望聴取会において検察審査会の議決方法について見直しを求める要望がなされたが、第1回会議で、「検察審査会法は、平成21年5月22日から改正法が施行されたばかりであり、改正後の運用状況等を踏まえて検討を行う必要がある。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。</p>
322	Ⅱ 第3 1	<p>裁判員裁判での性犯罪裁判について、被害者のプライバシー保護などをすすめていただきたい。</p>	E	<p>裁判員裁判のあり方全体の中で検討されるべき問題である。</p>

第4 支援のための体制整備への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)				
323	II 第4	1 (1) 身近な市区町村役所に、犯罪被害担当窓口を増やしていただきたい。担当者には、被害者等への直接支援以外にも、犯罪を起こさない街づくりのために、住民の啓発をすすめる役割を担っていただきたい。	B	
324	II 第4	1 (2) 国、県と異なり市町村レベルでは、行政職員は「被害者と接したことがない」大切なことだが何からしてよいかわからない」というのが現状で、このような状況下で、施策担当課、窓口を決めただけでは施策が動かないことは明らかである。まず行政内部の意識統一が必要であり、総合的に取り組む体制づくりが不可欠である。 ①担当課職員に対する一歩踏み込んだ専門研修とともに、②全職員を対象とした基本的理解を推進する研修を是非実現できる方策を検討していただきたい。 国民一般への広報も大切であるが、まずすべての公務員が被害者への理解を深めることが二次被害を防止し、地域での犯罪防止や被害者支援にむすびつくものとする。	B	
325	II 第4	1 (2) 【意見】 いずれも賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。	B	
326	II 第4	1 (2) 被害に遭った当初から直ぐに相談、支援してくれる自治体の相談窓口が必要である。そこから住居、医療などワンストップで支援の体制ができていくことが重要である。学校へ行けなくなった子どもたちへの学習面のサポート体制もお願いしたい。	B	
327	II 第4	1 (3) ・男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の実施の際には、性暴力被害者支援に関する研修を行うことも明記していただきたい。 ・性暴力被害者支援を行っている民間団体との連携を強化することを明記していただきたい。	A 男女局	(案文の修正なし) 男女共同参画センターは、地方公共団体が主体的に設置し、地域の実情に応じた男女共同参画に関する活動を行っている施設であり、必ずしも性犯罪被害者支援を行っているものではない。このような事情を踏まえた上で、性犯罪被害者支援に関する研修や民間団体の連携に関する取組事例を含め、先進的好事例の収集・提供を行うことにより、男女共同参画センターにおける取組が促進されるものとする。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
328	Ⅱ 第4	1 (3) 中長期的なカウンセリングが性暴力被害者には必要不可欠であるので、男女共同参画センターなどの場を有効活用できるよう法律を整備していただきたい。	A 内閣府 (犯被・男女局)	(案文の修正なし) 男女共同参画センターは、地方公共団体が主体的に設置し、地域の実情に応じた男女共同参画に関する活動を行っている施設であり、必ずしも性犯罪被害者支援を行っているものではない。このような事情を踏まえた上で、男女共同参画センターにおける性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的好事例の収集・提供を行うこととしている。なお、第3次男女共同参画基本計画において、男女共同参画センター等男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実が盛り込まれている(予定)。また、第2次犯罪被害者等基本計画には、上記男女共同参画センターにおける取組の促進を含め、犯罪被害者等の精神的被害回復を支援するための各種施策が盛り込まれているところであり、意見のような法律の整備がなくとも性犯罪被害者に対する中長期的なカウンセリングの推進を図ることが可能であるものとする。
329	Ⅱ 第4	1 (3) 地方公共団体の多くは、「中・長期的なカウンセリングが性犯罪被害者の回復にとって必要不可欠」という認識をもっていないようである。中・長期カウンセリングについて、地方公共団体が実施するよう促していただきたい。	B	
330	Ⅱ 第4	1 (3) 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組について、先進的な好事例の収集・提供に留まらず、是非、実施・推進していただきたい。 今回の計画でワンストップ支援センターの設置が推進されることは非常に素晴らしいことであるが、被害直後の医療的なケアや警察への通報率のアップとともに、すぐに訴えることはできなかった被害者に対しても安心して相談ができる、中長期的な支援が必要である。 地域の男女共同参画センターは被害にあった女性がアクセスしやすく、安心して相談もできる有効な社会資源である。カウンセラーや対応する職員への性暴力被害者支援に関する専門的な研修を推進することで、より質の高い中長期的な支援が期待できると考える。是非、積極的に検討していただきたい。	B	
331	Ⅱ 第4	1 (3) 警察には行きたくない被害者も多いが、性暴力犯罪による後遺症に苦しみ、各地の男女共同参画センターなどに、心理的な支援を求めて来所されている。男女共同参画センターでの中長期的なカウンセリングの実施・推進による支援の充実を図っていただきたい。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
332	II 第4 1 (3)	賛成。むしろ単にカウンセリングのみに限定せず、幅広く支援できる体制を検討していただきたい。 男女共同参画センターは県により被害者支援の体制という点では実力は千差万別である。配暴センターの指定を受け、支援実績を積んでいるセンターは、むしろ医療特別相談、弁護士相談なども実施しており、センターがDV被害者のワンストップ支援に近いことを実際に行っている。こうしたセンターには、カウンセラーであると同時に性犯罪被害者支援を担える女性相談員がいることから、積極的に関与してもらいたい。相談対象・支援対象に性犯罪被害者を含めることは、性暴力防止という観点からも含まれるものと考えられる。 ただ、一方で地域によっては相談体制が脆弱な地方公共団体もあり、そうした場合はDV被害者に加えて性犯罪被害者支援まででは対応できないかもしれない。地域の実情に即した対応が必要と考える。	B	
333	II 第4 1 (3)	実施の際には、これまで性暴力被害者の支援に実績のあるフェミニストカウンセラーなどを積極的に活用すること。また、性暴力被害者支援に関する研修を行うことを明記すること。	B	
334	II 第4 1 (3)	性犯罪の被害に遭っても、誰にも相談しない人が非常に多い。 先進国である日本において、これは重大な問題だ。専門の連携体制SARTの実現が望まれる。 各地の男女共同参画センターを拠点として有効に活用し、性暴力に関して啓発、学習、専門性のある中長期的な相談体制、さまざまな機関と連携した情報の提供がなされるべき。 また、医療機関にきちんと受診できるよう、医療機関の受け入れ、専門の人材確保、日頃からの緊急連絡先の周知が必要。子どもへの被害も深刻。学校・園との連携も課題。	B	
335	II 第4 1 (3)	カウンセリング等の支援の取組を実施している民間への、公費助成が必要である。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
336	II 第4 1 (3)	地方公共団体による幅広い民間団体支援を明記すること。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
337	II 第4 1 (3)	地域の男女共同参画センターで、過去の性暴力被害のトラウマに関するカウンセリングを受けられると被害者はとても助かるので支援していただきたい。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
338	Ⅱ 第4	1 (4) 地域病院や女性外来や緊急医療機関においても性暴力被害者対応ができるような准拠点団体となることを検討すること。	B	「準拠点団体」の意味するところは判然としないが、医療機関において性暴力被害者対応が行われるようにすべきとのご意見は、Ⅱ-第4-1-(4)実施のための具体的な方法と推察され、今後計画実施にあたっての要望としてB
339	Ⅱ 第4	1 (4) 【意見】 賛成である。	C	
340	Ⅱ 第4	1 (6) 学外の機関との連携も強化し、積極的に活用していただきたい。なぜなら、犯罪が学校内や地域で起こっている場合、学内だけでは解決しないため。	A 文科省	(案文を次のように修正する。) 「性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。」
341	Ⅱ 第4	1 (6) 子ども性虐待への研修にも重点が置かれるべきである。加害者が教員の場合には、学外での支援が得られることが不可欠であり、学校内外、場合によっては教育関係者以外との連携を作る必要がある。	A 文科省	研修の充実に関しては、原案の、第5. 1. (15)「学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の推進」において、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の指導力の向上に努めること、虐待を受けた子どもへの対応を含め、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図ることとされており、ご指摘の趣旨は既に盛り込まれている。 また、学校内外との連携に関しては、ご指摘を踏まえ、案文を次のように修文する。 「性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。」

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
342	II 第4	1 (6) 【意見】 いずれも賛成である。 【理由】 二次被害を与えずに、児童及び保護者の被害回復に資するため、教育関係者に対する、性犯罪被害の研修も行うべきである。	C	
343	II 第4	1 (7) 地元茨木市の姉妹都市である米国ミネアポリス市にSexual Assault Response Teamの視察に行った。まず病院の拠点があり、24時間体制で、専用の部屋が用意され、訓練されたスタッフが対応。そこで、適切な治療や検査、情報提供がなされる。中長期的な回復のためのNPOの情報提供もなされる。こうした適切な対応を受けることで、通報する人は3倍になったとのこと。連携体制が重要である。日本において、病院の拠点整備とともに、民間の支援団体もつながり、さらに女性センターの社会資源がもっと活用されるべきである。また、子どもの被害対応は、ミ市では特別な環境に配慮した部屋で行うそうである。学校や幼稚園保育園なども連携して、早期発見・早期回復につなげていただきたい。	B	
344	II 第4	1 (7) ワンストップ支援センターを、各都道府県に作るべき。予算も付けるべき。DV被害者、虐待被害者を支援してきた経験から、被害者の支援はこまぎれにしない方が良いと考えている。早い段階で相談にのった人が、コーディネーターとして、告訴、心理ケア、社会復帰、全てに関わり、一緒に動いて支援出来る方が、被害者は精神的に安定する。医師を中心として、ただし、運用は心理士が中心になり(Drは忙しすぎる為)行うのが良いのではないか。その方が、被害者の回復も早いと思われる。	B	
345	II 第4	1 (7) 性被害者のカウンセリングにおいては、カウンセラーの性別や性被害への十分な理解が重要であり、臨床心理士等というだけでは不安要素も多い。性被害についてこれまで取り組みに実績のあるカウンセラーを指定し、今後は養成等においても性被害やPTSDの対応の十分配慮していただきたい。具体的にはこれまで地域の女性センターや民間カウンセリングルームとして、ストーカー犯罪やレイプ、DVなどに取り組んできたフェミニストカウンセラーの活用が望ましい。	B	
346	II 第4	1 (8) 反対。 コーディネーターは養成するものでない。支援の現場で自ら幅広く関係機関との信頼関係を構築して初めてコーディネーターとなるものであり、養成してできるものではない。一部被害者支援団体では、ピラミッド型の組織で支援員を順次昇格させていき、コーディネーターを最上位に位置づける組織もあるが、地域の関係各機関からの信頼なくして、傘下組織の全国研修を何時間受けるといった支援団体だけのお手盛り認定システムの中で、「コーディネーター」という名前だけが一人歩きしており、権威付けに利用されることを大変怖れる。すでに活躍されている人の中から「コーディネーター」を選任すべきと思う。すでに経験もある人達で適切に振舞われ、財政的負担も少ないと思う。	A 内閣府	(案文の修正なし) コーディネーターの養成は、「支援のための連携に関する検討会」の最終とりまとめにおいて、「民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備するため、当面は、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、既に支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。」とされたことを受けて実施しているものである。地域において犯罪被害者等支援の拠点となることが強く期待される民間支援団体において、支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の質及び量を確保するための研修制度や資格認定制度は必要である。なお、コーディネーターの資格を得ることができる者は、当然、十分な支援の実務経験を有している者であると承知している。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
347	II 第4 1 (8)	事件直後の段階から、民間団体の支援要員や指定被害者支援要員がそばにいてくれたらどんなにか負担が軽減されたかと思うので、犯罪被害者等の置かれた状況を理解した上で、速やかに行き届いた対応を望む。	B	
348	II 第4 1 (8)	市区町村の被害者支援窓口の設置は、人手不足と予算のないことを理由に設置が見送られているところが多いので、国が積極的に支援していただきたい。	B	
349	II 第4 1 (8)	コーディネーターについて、福祉分野等ソーシャルワークの専門性を有する者による、被害者の多様なニーズをできる限り満たせるよう、幅広い関係機関や社会資源を調整するコーディネーターがとりわけ性暴力被害者支援には必要であるが、コーディネーターだけではなく、そのような専門家だけでなく、当事者に長期的に寄り添い、生活支援等が実践できるアドボケーターも必要である。 また、そのようなコーディネーターやアドボケーターの養成は、警察と独立した幅広い民間団体が担うことができる施策が必要である。 また、今回の計画案では、被害者対策の中心が警察中心になされていることがうかがえるが、早期支援団体の範囲の見直しや、早期被害支援団体だけではなく、被害者の選択により、被害者が民間団体と連絡をとることができるよう情報の提供が必要である。	B	
350	II 第4 1 (8)	(8)は犯罪に遭った方を支援している民間の人材も講師として積極的に派遣するべきである。またコーディネーターの育成にあたっては、犯罪に遭った方の意見を反映させ、質を確保することが必要である。さらに、サービスを調整するコーディネーターだけでなく、犯罪に遭った方の権利回復に向け寄り添う「アドボケーター」も、育成していただきたい。	C	「支援のための連携に関する検討会」最終とりまとめでは、犯罪被害者等支援の全般をマネジメントするコーディネーターには、アドボケーターも含むものとされており、本施策のコーディネーターも、アドボケーターを含むものである。また、実務における「コーディネーター」も、犯罪被害者等の権利利益の回復に向け、被害者に寄り添って支援を行うものと承知している。
351	II 第4 1 (9)	【意見】 いずれも賛成である。ただし、関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。 【理由】 前記(1)(2)についての理由と同趣旨である。	B	
352	II 第4 1 (9)	警察に行かれない方も考慮し、警察以外からも犯罪に遭った方を支援している民間団体の情報が提供される方法を検討するべきである。たとえば性暴力に遭った方は、警察に届け出ることとはしなくても、心身の回復に向けた支援を希望することも多いからである。	C	「(1)地方公共団体における総合的対応窓口の設置促進等」及び「(3)地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進」により、警察に届け出ない被害者に対する情報提供策に関する施策が盛り込まれている。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
353	II 第4	1 (9) 性暴力被害者は警察に行きたくない人も多く、現行の犯罪被害者等早期援助団体では、十分に対応できない面もあるので、幅広く性暴力被害者支援を行っている民間団体との連携を強化することを明記すること。	C	「犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等」には、支援対象を限定していない早期援助団体等民間支援団体を始め、支援対象を主として性犯罪被害者に限定している団体も含まれる。
354	I 第4	1 (10) 【意見】賛成である。 【理由】前記(1)(2)についての理由と同趣旨である。	C	
355	II 第4	1 (11) 性犯罪相談に電話しても女性警察官ではなく男性警察官が対応するなどもある。さらに予算を確保するなど警察の中の体制を整えることを明記すること。	B	
356	II 第4	1 (11) 警察における性犯罪相談について、対応を強化していただきたい。たとえば痴漢にあったとき、本来犯人が誰かわからなくても被害届が出せるが、経費がかかるので微細な犯罪に対しては警察が受理しないケースがある。またグレーゾーンの痴漢に対する認識をもつことが必要である。お尻や胸以外の手や背中をさわる、体を密着させる、至近距離に来るといふことも痴漢であると警察も認識して、被害届を受理していただきたい。	C	「経費がかかる」旨を理由に警察が被害届を受理しないことはない。刑罰法令に抵触するような場合は、被害届は受理している。
357	II 第4	1 (12) 指定被害者支援要員の職務自体は重要であるが、その職務は警察のすべきことではなく、民間団体または福祉職が担うことが必要である。 いずれにしても、警察での大量退職者の受け皿として、警察関係者・関与者の働く場を作ること大切であるが、それゆえに民間団体を締め出すことは好ましくないとされる。特に、警察には行きたくない、自身が安全であることが確認されれば、または妊娠していないことが確認されれば、どこにも行きたくないという性暴力被害者は多く、そのような場合に、被害者が警察を経由しなければ例えば医療など必要な被害者支援やその公費負担の対象から除外されてしまうのは不合理である。	C	犯罪被害者等への付き添い等被害者支援業務については、既に、犯罪被害者等早期援助団体等と連携を図っており、指定被害者支援要員とこれらの団体の支援員とは連携しながら支援に当たっている。なお、被害者支援要員には、現役の警察官・警察職員が指定されるものであり、警察の大量退職の受皿となっているものではない。
358	II 第4	1 (12) 事件発生直後の報道をめぐる初期的な対応について支援を充実させていただきたい。	B	
359	II 第4	1 (15) 【意見】賛成である。	C	
360	II 第4	1 (16) 人身取引については、手口が巧妙化しており、取締りが難しくなっていることから、問い合わせに迅速かつ適切に対応することが必要である。	B	

番号	重点課題別	意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
361	Ⅱ 第4	1 (17)	検察庁だけでなく、警察庁など、犯罪に関わるあらゆる機関が、福祉・心理関係の専門機関と連携することが必要である。	C	第4の1(10)において、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の促進」が盛り込まれている。
362	Ⅱ 第4	1 (19)	人権擁護委員を対象に、特に性虐待に関する研修を十分に行うことを明記すること。	A 法務省	(原案のままとする。) 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第4の1(20)の「人権擁護委員の活用・充実を図る」との記載に同趣旨が盛り込まれている。
363	Ⅱ 第4	1 (19)	地方公共団体は、子ども・若者育成支援についての計画に、「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述を必ず入れていただきたい。	B	
364	Ⅱ 第4	1 (20)	「子どもの人権110番」及び人権擁護委員に対する研修を公費にて実施し、質の向上を図っていただきたい。	A 法務省	(原案のままとする。) 既に対応済みである。
365	Ⅱ 第4	1 (21)	子どもが犯罪に遭った時には、状況によっては、教育委員会ではなく、犯罪に遭った方を支援する民間団体などが中心になることが必要である。特に加害者が学校内部の場合は、犯罪に遭った子どもの人権を最優先に考え、加害者の退職・退学・転校を前提に対応していただきたい。	A 文科省	(案文の修正なし) 民間団体などが中心になるべきという点に関しては、原案においても、教育委員会が、犯罪被害者等を支援する民間団体についての情報提供を行うことを促進することとしているところであり、ご指摘の趣旨は既に盛り込まれている。 加害者の退職・退学・転校に関しては、公務員である教職員が犯罪をはじめ非違行為を行った場合には、地方公務員法上の懲戒処分の対象とされているところである。実際にどのような処分を行うかについては、個々の事案に応じ、非違行為の性質、態様、結果、影響等を総合的に考慮して任命権者である教育委員会において判断するものであるが、免職も含め厳正な措置がとられるべきであると考え。また、児童生徒の場合は学校教育法施行規則第26条に退学等の懲戒処分が規定されているところではあるが(退学については公立の小・中学校等を除く)、校長が、教育上の必要性に応じて行うものであり、一律に行うことはできない。
366	Ⅱ 第4	1 (21)	学校での相談窓口は外部の機関を積極的に活用することを明記していただきたい。	C	原案においても、「教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し」とされており、意見の趣旨は盛り込まれている。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
367	Ⅱ 第4 1 (22)	子どもが犯罪に遭った場合は、学内外の連携により、相談体制を充実させる必要がある。	B	
368	Ⅱ 第4 1 (22)	学校現場における被害児童への支援が、スクールカウンセラーのみになっている。しかし、実情としてはスクールカウンセラーへの被害者支援研修は各都道府県でかなり差がある。各県における臨床心理士会あるいは教育委員会に最低年1回の被害者支援に特化した研修を義務づけてはどうか。 実情では、CRTが組織されている地区、県の臨床心理士会が請け負っている地区、県でスーパーバイザーなど被害者支援用のベテランの臨床心理士を別に契約している地区など、それぞれで工夫している。 いずれにしても一般のスクールカウンセラーの力量のみでは、困難な場合も多いことを踏まえた上での対策が必要である。	B	
369	Ⅱ 第4 1 (22)	学校内だけでなく学校外との連携も必要であることを明記すること。	B	
370	Ⅱ 第4 1 (26)	「被害者の手引」は、犯罪に遭った方、犯罪に遭った方を支援する民間団体の意見を踏まえて内容を充実、見直されるべきである。	B	
371	Ⅱ 第4 1 (26)	見直しを図る時には特に性暴力被害者及び多様な支援者の意見を反映すること。	B	
372	Ⅱ 第4 1 (26)	現行の早期支援団体に留まらず、性暴力被害者支援団体のリストを作成して、被害者に提供すること。	B	
373	Ⅱ 第4 1 (27)	どのように周知されたか、モニタリングをすること。	B	
374	Ⅱ 第4 1 (29)	【意見】 いずれも賛成である。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
375	II 第4	1 (30) 【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者への支援について、我が国の準備は遅れている。 民間団体において、各県庁所在地で犯罪被害者支援を支援する体制は、整いつつあるが、地方都市での支援が、まだまだである。また、民間団体においては、平日の支援体制は充実しつつあるが、休日や夜間での支援体制が不十分である。 このため、犯罪被害者支援早期援助団体だけではなく、他の性犯罪被害者支援に特化した団体との連携も模索すべきである。 そして、性犯罪者に対して、緊急の支援が必要な場合もあり、たとえば、自殺防止のため、閉鎖病棟のある精神病院への緊急入院も必要となる場合もある。また、性病の検査のため、病院との連携が不可欠となる。加害者からの示談申し入れには、被害者側の弁護士からの支援を早急に受ける必要もある。被害直後の犯罪被害者は、電話での相談で落ち着く場合もあり、24時間の電話相談体制を整える必要もある。 国においては、性犯罪被害者への緊急支援体制を整えるべきである。【日弁連】	B	
376	II 第4	1 (30) 性暴力に遭った方に対しては、事件化する、しないにかかわらず、民間を含めた支援団体の情報が的確に提供され、必要な支援を当事者自身が選べる環境の整備が必要である。	C	性犯罪被害者への情報提供については、事件化を望まない被害者への対応を含め、「性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大」第4-1-(30)が盛り込まれている。
377	II 第4	1 (31) 都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団対策法第32条の2に基づき、暴力団による不当な行為に関する相談業務、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行う業務を扱っており、暴力団被害に関する総合的な支援業務を行っている。また、各都道府県における弁護士会の民事介入暴力対策委員会では、都道府県暴力追放運動推進センターと連携して、暴力団員による違法、不当な行為に関して法律相談業務、被害回復のための民事訴訟の提起を行っている。さらに、民間支援団体として暴力団犯罪被害者救済基金、千葉県弁護士会民暴基金が、暴力団による違法・不当な行為の被害者に対する訴訟支援等を行っている。 31の1「都道府県暴力追放運動推進センター等による支援」として、これらの支援活動を十分に周知する旨の施策を盛り込んでいただきたい。	B	「民間の団体等に関する広報等」(第4-3-(4))において、警察における広報内容に都道府県暴力追放運動推進センターの意義や活動も含めてもらいたいとの要望としてB
378	II 第4	1 (31) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する件 ある県での話であるが、法テラスも当該県の弁護士会の下に支配されている。詳しく説明されないどころか、被害者参加人のための国選弁護人も妨害されているとのことであるので糾していただきたい。	C	
379	II 第4	1 (31) 【意見】 賛成である。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
380	II 第4	1 (32) 【意見】 賛成である。 ただし、自助グループの活動は、まだまだ、小規模であり、全国的には活動していない。 自助グループには、心理学の訓練を受けたファシリテーター(指導者)の存在が不可欠であり、ファシリテーターのいないグループは、弊害だけが残る。国は、自助グループを財政的に援助する体制を整えるべきであり、また、ファシリテーター養成のための施策を充実させるべきである。【日弁連】	B	
381	II 第4	1 (34) 【意見】 いずれも賛成である。	C	
382	II 第4	1 (35) 【意見】 更生保護官署と保護司による犯罪被害者等に対する支援については、慎重に検討されるべきである。 【理由】 犯罪被害者等は、更生保護官署、保護司は、加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも、高い位置にいるが、犯罪被害者等とは平面、つまり同じ目線の高さで向かい合わなければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について、更生保護官署に任せ、保護司を活用することは、犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることも予想される。	A 法務省	(原案のままとする。) 保護観察所においては、被害者等からの要望を受け、被害者等への対応に当たる被害者担当官及び被害者担当保護司は、少なくともその対応に当たる期間中は保護観察対象者等の処遇に関する事務を行わないこととするなど、被害者等の心情に配慮している。また、毎年度、全国の保護観察所等において被害者等に対応する被害者担当官等のうち新たに指名された者及び被害者担当保護司に対し、被害者支援の実務家や専門家による講義や、被害者遺族による講話などを取り入れた研修を実施し、被害者等に対して二次被害を与えないよう、適切な対応を確実にするための研修を実施している。 なお、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第4の1(35)のとおり、被害者担当保護司に対する研修等の充実について新たな項目を設けており、被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の更なる充実に努める所存である。
383	II 第4	1 (36) 賛成。 事件後10年以上を経過しても殺人事件遺族には支援が必要である。加害者の仮釈放や民事裁判の消滅時効の問題など、相談窓口として本来であれば、保護観察所の被害者担当官、被害者担当保護司が担うべき役割と思うが、まだ十分機能していない。保護司への研修体制(全保護司への研修(基本的理解)と同時に、被害者担当保護司への専門研修が不可欠)を充実させていただきたい。	B	
384	II 第4	1 (40) 会社、所属団体などがなく、個人独力で情報収集、事務処理などを行う者に対して支援していただきたい。(特に海外の場合) 9.11関係者	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
385	II 第4	1 (40) 海外で被害に遭った場合、要請に応じて弁護士、通訳、翻訳者等に関する情報、その他関連情報について可能な限り提供しよう努めるというばかりでなく、公文書等については翻訳して詳細に説明されるよう要望するとともに、必要に応じて弁護士や通訳等の派遣を考慮していただくよう強く要望する。	D	海外で犯罪被害に遭った者に対する現地資料の翻訳の提供については、第3回会議で検討がなされ、外務省から、予算や体制の制約上から困難である旨の説明がなされ、可能な限り情報提供に努めていくことで了承された。
386	II 第4	1 (40) 情報提供の第1に掲げた「公的機関及びそれに準じる組織の発行する文書」の翻訳については、公表されている議事録を見ると「外務省」から「資料」が発表された結果、殆ど現行の計画まで戻ってしまった事は大変遺憾である。「資料」は海外渡航・在留者が増えその事務処理が大変なこと、法的に問題を生じる恐れがあることを挙げているが、まさにそのような困難な状況を打開するための提案がほしかった。 通信手段の発達した今、すべてを出先機関に負担させず、本省に機動的なものを設け対処するとか、翻訳外注をチェックして手渡す、それらの予備的予算を組むとか、前向きな検討をお願いしたい。 また通訳等についても現地の日本人会等の協力を得て、ボランティア登録しておくなどは考えられることである。	D	海外で犯罪被害に遭った者に対する現地資料の翻訳の提供については、第3回会議で検討がなされ、外務省から、予算や体制の制約上から困難である旨の説明がなされ、可能な限り情報提供に努めていくことで了承された。
387	II 第4	1 (40) ○公文書及びこれに準じる(国際赤十字)書類は翻訳し説明してほしい。また、相手国に翻訳文の提供を要請してほしい。(毎日、FAXでどんどん送られてき、どの書類が回答するのに必要であるかわからず、善意で翻訳をして手伝ってくださる人を探すのが大変であった。裁判経過の専門資料を受け取っても封を切らないままでおいてある。) ○日本での気軽に頼みごとや相談ができ、悩みを打ち明けられる窓口や組織があれば何度も思った。同じ被害者の方を新聞記事で見つけ連絡を取り合うことになって頂いたりもした。 ○精神的苦痛等、カウンセリングの受けられる病院、場所の提供、何度も米国からは精神的ケアを受けられる書類は届いても、どの様に利用していいのかわからずじまい。個人病院に説明しても通用せず取り扱ってくれない。	C	
388	II 第4	1 (40) 海外での犯罪被害に対し、努力目標とはいえ、警察庁が外務省と協力して情報提供がなされるよう記載されたことは、私達の要望がある程度反映されたものとして、評価させていただく。実効ある活動が行われるよう期待する。	C	
389	II 第4	1 (40) 【意見】 賛成である。	C	
390	II 第4	1 (11)、(12) 警察に行かれない方も考慮し、外部の支援制度との連携を強化することが必要である。また警察が二次被害を与えないよう、人材を教育することは必要であるが、相談や支援については警察が主体となり実施するのではなく、民間に委託し公費助成するべきである。	前段B 後段C	(前段について) 外部との連携強化については、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進(第4-1-(10)の推進要望としてB (後段について) 相談等の民間委託については、既に行っている。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
391	II 第4 1	<p>相談及び情報の提供等</p> <p>この中に、「地域包括支援センターの体制整備と活用」を付け加えることを提言する。地域包括支援センターが今後、高齢者虐待だけではなく、障害者虐待から児童虐待にも、包括的にかかわっていく機関になることを踏まえ、地域包括支援センターでの体制整備にも取り組むべきと思われる。地域包括支援センターでは、現在、社会福祉士と保健師がペアで対応しており、保健福祉の視点から被害者に係ることが可能である。先日、地域包括支援センターに精神保健福祉士の配置も意見具申されたところであり、犯罪被害者支援に地域包括支援センターが関わる意義は大きいと言える。</p>	A 厚労省	<p>(案文の修正なし)</p> <p>地域包括支援センターについては、介護保険法に基づく施設であり、「被保険者に対する虐待の防止」等(介護保険法第115条の44)の事業を実施することとされており、障害者、児童等の介護保険法上の被保険者以外の者を対象とすることは想定されていない。ただし、地域包括支援センターは、各市町村において必要な体制を確保した上で、地域の実情に応じて各市町村の一般財源により、介護保険法上の被保険者以外の者を対象とする事業を行っている例もある。</p> <p>なお、「障害者虐待から児童虐待にも、包括的にかかわっていく機関になること」、「精神保健福祉士の配置も意見具申されたところ」という記述は事実誤認ではないと思われる。</p>
392	II 第4 1	被害後の葬儀場所の情報提供など、被害者遺族の負担を軽減するようなコーディネーターの役割が求められる。	B	
393	II 第4 1	(21)、(22)、(23)、(24)、(38) スクールカウンセラーの活動日数の増加を強く願います。	B	
394	II 第4 1	警察が被害者に二次被害を与えないことは重要だが、さらに民間団体との連携を強め、積極的な研修を行なっていただきたい。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
395	II 第4 1	<p>この意見では、「相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)」の中の、(1)、(9)、(12)、(25)について、私自身が親族間犯罪の被害者家族となった経験から意見を述べる。</p> <p>私は2002年9月8日に母の実家で認知症の祖父が介護している祖母を殺すという親族間犯罪の被害者家族となった。その時の「同居していない家族の住む家が事件現場になったケースでの警察の対応」で、不満だった事実、疑問に思った事実から、(1)、(9)、(12)、(25)のさらなる支援の充実を望んでいる。</p> <p>自分の経験から警察の対応で不満、疑問だった物が2点ある。「知らせを受けた母が実家に駆け付けた時、警察が捜査中で実家にすぐ入れなかった」と、「捜査が終わり、家に入れた時、現場の寝室は祖母の血だらけのまま、母を含めた家族と親族で血だらけの部屋の掃除をした」ことである。</p> <p>前者は、「証拠保全」の観点から立ち入りを認めなかったのは、今になって分かる。しかし、私の母にとっては「自分の生まれ育った家」であり、入れない理由があるとしても、被害者の心情に配慮する説明を警察はするべきだった。</p> <p>後者の問題点は、母がこの警察の対応に対し、「もう自分たちの仕事は終わったから関係ない」という冷たい態度を感じたことだ。警察が被害者家族に「そう感じさせた」ことが二次被害で問題だ。警察が、「指定被害者支援要員」や民間の被害者支援団体に確実に提供してくれたならば、私たちの受けたダメージは少なくなっていた。</p> <p>特に寝室の掃除の点では、民間団体の支援者がそばにいてくれたら、どんなに違ったかと思っている。母から、べたつく血を、なかなか拭い取れず、時間がかかったと聞いている。「家具を動かすのが大変で男手が欲しかった」とも言っていた。ましてや母たちの「自分の親の血を雑巾で拭きとる」、その精神的負担が如何に重かったか。民間団体の支援員がコーディネータ役となり、掃除に必要な人手を警察、民間団体、あるいは地方公共団体などと連携して確保してきて、被害者の家族の負担を少なくなる。そんな支援がこれからできるようになっていくことを望んでいる。</p>	C	
396	II 第4 1	<p>9年が経過します。今日まで政府からの情報は全くありません。</p> <p>せめてDNA鑑定の進捗状況を定期的に報告していただきたい。(DNA鑑定の状況を即刻連絡いただきたい。) 9.11 テロ事件被害者遺族</p>	C	
397	II 第4 1	<p>当事者として直に感じた点について。公的機関(警察所)へ必死な思いで相談したところ、管轄が違うと再び別の警察所へ行かされた。また同じ説明をするのだが、DV、暴力被害者に対する対応に問題を感じた。以下の点である。相談を聞く窓口にはやはり、女性の職員が携わるべき。男性複数に囲まれての聞き取りは、被害者も通常の冷静な状態とは異なる為、その状況事態に怯えて、思う事をきちんと伝えられない。よって、女性被害者側の精神状態を配慮した対応を取るべきであると考え。上記の意見を参考に、被害者支援に取り組んで貰えれば、それにより避難を断念せざるを得ない女性が少なくなるのではないかと、2次的な理由での被害も未然に防げるのではないかと考える。</p>	C	
398	II 第4 1	<p>(全体)1日も早く、心理カウンセリングが浸透し、勉強する人も増えて、カウンセリングが出来る人を増やしていただきたい。</p>	C	

番号	重点課題別		意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
399	II	第4	1	娘のセクシャルハラスメントにおける相談にて男女雇用均等室へ相談したところ 一年以上経過していること、しかも退社しているので受け付けられないと言われた。セクシャルハラスメント等における PTSD 及びうつ病はやめてから時間が経過してからも起こりうることで時間をくぎることは弱者を見放していると思えない。また 結婚適齢期の女性にとっては、つらく永い裁判は耐え難いものがあり、PTSDを患っている状況では訴えることすらできない。代理で裁判を行えるようにするか(事情聴取は答えても)調査をするとか弱い女性が泣き寝入りをしていない何かの方法はないか。	C	
2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)						
400	II	第4	2	(1)	この施策につき「犯罪被害者の…」となっているが、他の施策ともあわせ「犯罪被害者等」とすることが適切と考えられる。	<p>(以下のとおり修正を行う。)</p> <p>(1) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究</p> <p>厚生労働省において、犯罪被害者等の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者等の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得て、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】</p>
401	II	第4	2	(1)	犯罪被害者の家族として、「調査研究の推進等」のうち、特に(1)に力を入れていただきたい。具体的には、犯罪被害者や犯罪被害者の家族となった子どもの精神健康の状況とその回復の長期的継続的な調査が必要と考えている。	B
402	II	第4	2	(1)	犯罪被害者のメンタルヘルスについては、実証的な研究成果がまだ乏しい現状にある。有効な施策の実施の上でも、メンタルヘルスの実態、リスク要因、PTSDや複雑性悲嘆等回復に資する治療技法などの研究を進めていくことは重要である。そのためには厚生労働科学研究において犯罪被害者のメンタルヘルスを重要な課題として取り上げていただくことは極めて重要であるとする。また、メンタルヘルスの回復だけでなく、司法との関連において、子どもの被害者の適切な面接や、虐待事実の証拠となる負傷の確認に必要なデータの蓄積を含む研究なども必要とされているところである。当学会ではこのような研究の推進に取り組んでいるところであり、国の研究費の助成を強く望むものである。	B
403	II	第4	2	(1)	(1)、(2)、(3)、(4) 調査研究につきましては、当学会でも専門的な情報提供、調査研究への協力を積極的に行うことが可能である。会員数2万人を越える学会であり、調査研究においてはさまざまな専門性を有している。調査データに基づいて有効な被害者支援の施策を展開することが重要であるとするので、是非とも、当学会を活用していただきたい。【一般社団法人日本心理臨床学会からの意見】	B

番号	重点課題別	意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
404	II 第4	2	(2) 調査者として犯罪被害にあった当事者の方々にも参加していただき、実践的な調査研究が行われる必要があると思う。	B	
405	II 第4	2	(3) 交際相手からの暴力に関する調査については、ドメスティック・バイオレンスに関する調査研究実績を持つ大学や研究機関、民間の専門機関に公費助成で委託し、きめ細やかな調査をすべきである。	B	
406	II 第4	2	(3) 【意見】 賛成である。	C	
407	II 第4	2	(4) 調査については、性暴力について抜本的な調査がなされる必要があり、また、子どもへの性虐待については、特に実態が把握しにくく、対応も特別な専門性を要することから、実態把握と対策について調査・研究がなされるべきである。	B	
408	II 第4	2	(4) ・大学や研究機関、民間の専門機関への委託などにより、性暴力犯罪や子どもの性虐待に特化した調査を定期的実施していただきたい。 ・調査項目の作成にあたっては被害当事者や支援団体の意見を反映すべきである。	B	
409	II 第4	2	(4) 被害者のみならず、加害者側についても調査をすすめ、性犯罪の防止にむけた予防教育・啓発にも目を向けるべきである。	E	性犯罪の防止は、犯罪被害者等施策の枠を超える。犯罪者の再犯防止策の中での検討や、男女共同参画の推進により対応されているもの。
410	II 第4	2	(4) 性暴力被害者を支援する側の体制・教育などに関する調査・研究への取り組みも急務である。	B	
411	II 第4	2	(4) 対象は「性犯罪」だけでなく、あらゆる形態の性暴力を含めることが必要である。	B	
412	II 第4	2	(4) 性犯罪被害者に特化した支援技術、支援施設等が必要であり、それを実現するための研究が必要である。	B	

番号	重点課題別	意見内容			分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
413	Ⅱ 第4	2	(4)	<p>まだまだ被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害は、遥かに多いのが現状である。特に幼少期被害に関しては、加害者の巧みな心理操作や洗脳によって、被害と認識出来ない場合があまりにも多く、また加害者が家族や親戚という場合も大多数なため、尚更打ち明ける事ができない。僕のように乖離となり、自ら記憶の奥底へ封印するケースもある。よって、定期的かつ広範囲の調査を実地し、性犯罪被害の正確な情報を把握していただきたい。</p>	B	
414	Ⅱ 第4	2	(4)	<p>【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者は、被害届を出さない暗数が多いと言われており、その実態を調査することは、被害を届けやすい環境の整備や性犯罪被害の支援の充実に役立つものであり、是非なされるべきである。</p>	B	
415	Ⅱ 第4	2	(6)	<p>この施策では、コーディネーターとして民間支援員のみがとりあげられているが、福祉専門職によるコーディネーター業務推進の体制整備も併せて検討頂きたい。コーディネーター業務は専門的な知識を要する面も多々あり、ソーシャルワークの基礎から学んでいない民間支援員には限界がある。高次脳機能障害のコーディネーターについても社会福祉士等が指定され、また医療観察法における社会復帰調整官のコーディネーター業務も専門職が指定されてきている。現在、様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、パーソナル・サポーターが、個別かつ継続的に相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化が国で検討されているが、それについても、今までの支援に精通したNPO法人職員ならびに、日本社会福祉士会および精神保健福祉協会等が関わることが検討されている。そのような中で、犯罪被害者支援についても民間支援員だけでなく、コーディネーターを専門とする専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)が加わるのが重要である。現状の施策に加えてこれらの専門職に対して犯罪被害者支院の研修を行い、犯罪被害者支援に精通した人材をそれぞれの民間支援団体に雇用できるような体制作り(助成)を提言するものである。</p>	A 厚労省 内閣府 警察庁	<p>(案文の修正なし)</p> <p>精神保健医療福祉業務に従事する精神保健福祉士等の専門職に対しては、厚生労働省において、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を実施している。(厚生労働省)</p> <p>犯罪被害者支援団体は福祉機関とも連携を図って犯罪被害者等を必要な福祉機関につないでおり、犯罪被害者支援団体が活動する支援員の多くは、犯罪被害者等が利用することが想定される社会保障・福祉制度についての基礎的知識を習得し、支援の実務についているものと承知している(内閣府が作成した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」においても社会保障・福祉制度を取り上げている。)ところ、それを超えて、福祉専門職を当該団体に雇用するかどうかは、個々の団体の判断によるものである。(内閣府・警察庁)</p>
416	Ⅱ 第4	2	(9)	<p>【意見】 いずれも賛成である。</p>	C	
417	Ⅱ 第4	2	(10)	<p>【意見】 賛成であるが、そもそもそのような「情報」や「ノウハウ」を日本司法支援センターが蓄積するための方策が採られているのかが検討されるべきである。</p>	C	

番号	重点課題別			意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
418	II	第4	2 (13)	民間団体の研修にあたっては、講師派遣だけでなく、公費助成による支援が必要である。	C	警察庁において、全国被害者支援ネットワークにおける研修会を財政的に支援するとともに、その構成員である各団体に対して、相談員の研修及び直接支援員の研修に要する経費につき財政的援助を行っている。
419	II	第4	2 (13)	【意見】 いずれも賛成である。	C	
420	II	第4	2	現場の専門職がやっている研究に対し、簡単に申し込める助成金制度を整えていただきたい。 (県婦人相談所心理職員からの意見提出)	厚労省 A	(案文の修正なし) 都道府県では相談業務に必要な調査研究等について、自治体において予算化するなどの取組を行っていることと承知している。当該のご意見については、どのような研究助成制度が必要か意見の趣旨が不明である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
3 民間の団体に対する援助等(基本法第21条関係)				
421	II 第4	3 (1) 犯罪被害は国民一人一人がいつ同じ目に遭っても不思議でない国民的課題である。そうした観点からも是非こうした被害者団体への国としての支援を財政的にも行って頂くよう強く希望する。 また、とかく冤罪問題や加害者の更生ばかりにマスコミなどの視点が行きがちで、加害者よりも数万倍つらい思いをされている被害者や被害者ご遺族についての報道や学校教育は今一つ希薄な気がする。被害者団体への財政的支援に加えて、国民一人一人がいつ同じ目に遭遇しても不思議でないこの犯罪被害者問題についての啓蒙活動を報道や学校教育の現場で一切のイデオロギーを排除して行って頂けるよう国としての早急な行動を要望する。	B	
422	II 第4	3 (1) 配分に関しては民間支援団体の意見を聞くこと。	B	
423	II 第4	3 (1) 「民間団体による犯罪被害者支援基金の創設、当基金に寄せられた寄付金等を活用した基金について検討に協力を行う」とされているが、「検討に協力を行う」のみではなく、「両基金の創設に協力する」ことをお願いしたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
424	II 第4	3 (1) 警察庁予算が地方自治体を通じて民間団体に補助されているが、現状では警察庁予算が地方自治体を通じて十分に執行されていない。警察庁予算が地方自治体を通じて充分執行されるような仕組みを構築していただきたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。 なお、第3回会議において、警察庁から「警察庁補助金が都道府県警察で現実に予算化されるよう、引き続き指導を進めて参りたい」旨の発言がなされている。
425	II 第4	3 (1) 地方自治体から民間団体への助成は、事業活動を執行するための補助という性格が強く、事務所費、光熱費、備品等の管理費は対象外とされている。 多くの民間団体は財政基盤が脆弱であり、そうした組織基盤を発展させるため人的な体制も極めて不十分な現状にある。こうした組織を維持するために要する人件費を含めた管理費についても助成の対象としていただきたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
426	II 第4	3 (1) 現在、性暴力被害者支援を行っている民間の団体は、支援に関する費用を寄付金で集めたり、企業の助成金を申請することで賅っており、運営にかかる費用、支援員の人件費、被害者の支援、ケアに係る費用など、経済的負担が著しい。 たとえ、NPOの事業であろうとも、公共の福祉のために行っている事業に関しては、その資金を募金や企業に頼るような制度設計に依存するのではなく、国が社会福祉制度の一環として予算を確保し、民間団体に予算を分配すべきである。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
427	II 第4	3 (1) 性暴力被害者への支援はあまりにも長い間放置されてきた感がある。これまで積極的に被害者の支援を具体的にこなしている民間支援団体がある。これらの団体は実質ボランティアで、厳しい運営をつづけている現状がある。これらの団体に対して惜しみない資金援助を行っていただきたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
428	II 第4	3 (1) ○ 広報啓発活動経費の配分について 被害者支援の必要性については、未だ県民に浸透しているとは言えない現状にある。国や地方自治体を通じて啓発が図られることは不可欠であるが、民間団体からの広報啓発活動もまた有効であり、必要なことであると考えている。地域性を生かした啓発活動が行われ、一人でも多くの県民に被害者支援の必要性、重要性を伝えられる活動ができるよう、積極的な財政的支援を願うものである。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
429	II 第4 3 (1)	被害者団体への財政支援の課題が「犯罪被害者団体の財政的基盤の充実に資するよう」との、検討課題として記述されていることは一歩前進であるが、さらに進めて具体的な方策が明記されることを要望する。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
430	II 第4 3 (1)	賛成。ただし、早期援助団体だけを支援するのではなく、他の民間団体、当事者団体に対しても(もちろん団体としての必要な規律があることを前提として)、等しく支援がなされることを強く要望する。できれば、ただ単に早期援助団体だからという理由ではなく、支援実績をよく吟味して実績に応じた援助を行っていただきたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
431	II 第4 3 (1)	被害者等への適切な支援を行うためには民間被害者支援団体への恒常的な財政支援の確立が不可欠である。現在は、財政的には非常に脆弱であるため、将来の団体の存続さえ危ぶまれている。基本計画には民間団体への財政的支援、体制整備が謳われているにもかかわらず、国、地方自治体の厳しい財政状況を理由として現状は厳しい。被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、民間による途切れのない支援が提供が不可欠である。被害者支援において重要な役割を担っている民間被害者支援団体の継続的な支援を可能にするため、何としても公的な財政支援を確立していただきたい。	D	民間団体への財政支援については、第5回会議での検討の結果、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行うことで了解された。
432	II 第4 3 (1)	【意見】 賛成である。 【理由】 多くの犯罪被害者支援団体は、危機的な財政状況にある。支援団体の存在の重要性に鑑み、必要な支援が迅速に行われるべきである。	C	
433	II 第4 3 (1)	性暴力被害に遭った方への支援について、その対応に優れている病院や民間団体には、安定した資金を提供して、組織の足腰を強め、運営を支援するべきだと思う。警察への通報が著しく少ない日本で、家族や友人たちが正しい知識を持ち得ていない現状のなか、希望となるのは、数少ないが性暴力被害の受け入れを行っている医療機関と民間団体である。米国ミネアポリス市の場合、病院が1件のレイプケースを受け入れた場合1150ドル(約10万円)が病院の収入となる州の法律があるそうである。スタッフを派遣している性暴力センターというNPOでは、もちろんボランティアもいるが、事務局はきちんと仕事として動いていた。	C	
434	II 第4 3 (3)	【意見】 いずれも賛成である。	C	
435	II 第4 3 (4)	幅広い多様な民間団体をその対象とすること。	B	
436	II 第4 3 (5)	【意見】 賛成である。 2008年(平成20年)12月1日から、特定非営利活動促進法が改正され、認定NPO法人についてのパブリックサポートテストの改正があり、認定NPO法人の要件が緩和されたが、まだ、要件の緩和が不十分である。 犯罪被害者支援団体は小規模な団体も少なくないことから、認定NPO法人制度において、さらに、国税庁の認定基準を緩和すべきである。	E	認定NPO法人の認定要件については、税制調査会において検討がなされている。

番号	重点課題別	意見内容			分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
437	Ⅱ 第4	3	(6)	幅広い多様な民間団体をその対象とすること	B	
438	Ⅱ 第4	3	(7)	賛成。被害者へ二次被害を与えても謝罪しなかったり、他の支援団体との関係構築に非協力的であったりする団体は早期援助団体として指定すべきではないし、形式審査だけで指定がなされるのであれば、公安委員会は責任をもって指導を行うべきである。	B	
439	Ⅱ 第4	3	(7)	幅広い多様な民間団体が早期援助団体と認定を受け連携することができるよう、団体への情報提供をすすめること。	B	
440	Ⅱ 第4	3	(7)	【意見】 賛成である。	C	
441	Ⅱ 第4	3		犯罪被害にあわれた方々への支援施策を充実していただきたい。	C	

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)				
442	II 第5	1 (1) この施策によってどのように被害者等への理解を増進するかが不明確である。目的が、被害者への共感力を高めるのか、将来犯罪を起こさないことが目指されているのかなどの具体的な目標が設定される必要がある。この施策の推進にあたり、「犯罪被害等の理解を促進するための有益な学校教育のありかたを検討する」計画を立てるとともに、子どもの理解に即した教育の在り方を検討することを望むものである。	A 文科省	(案文の修正なし) 犯罪被害者等に関する国民の理解の増進については、様々な観点から取組を推進することが必要であり、自他の生命を尊重する心などを重視した教育は、犯罪被害等の理解を深める上で基本となる道徳性を養うことを目標にしているものである。また、その教育内容は、中央教育審議会における専門的な審議を踏まえて定められているものであり、児童生徒の発達の段階に応じたものとなっている。
443	II 第5	1 (1) 国連「子どもの権利条約」に基づく権利・人権という視点をもった教育が必要である。	B	
444	II 第5	1 (1) (1)、(10) 学校などでの子どもたちへの犯罪被害に関する教育や、一般市民に向けた講演で、より犯罪被害についての理解を深めるための工夫(教材製作など)が必要である。	B	
445	II 第5	1 (2) 性教育やデートDV予防プログラムなどジェンダーの視点に立った教育が必要である。道徳教育ではなく権利教育が重要である。これまでも民間にノウハウがあるので、それを活用していただきたい。	E	第3次男女共同参画基本計画において、男女共同参画の視点に基づいた必要な施策が盛り込まれている(予定)。

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
446	II 第5	1 (3) 学校における犯罪防止教育は一部の市区町村等において行われている中には、支援室窓口等において積極的に啓発活動を行っているところもある。教育、学課の一単位として必須の授業として行うべきである。	A 文科省	(案文の修正なし) 道徳教育の充実を図った新しい学習指導要領(平成20年3月公示)に基づき、現在、既に犯罪防止に資する規範意識の向上等を重視した教育を推進している。 なお、必須の授業として行われているわけではないが、原案に記載している非行防止教室については、「非行防止教室等プログラム事例集」等を参考に、各学校において実情に応じた様々な取組が行われているところである。 (参考) 小学校学習指導要領(抄) 第3章 道徳 [第5学年及び第6学年] 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。
447	II 第5	1 (4) 子どもへの暴力防止のための参加型学習については、「子どもへの暴力防止プログラム」を提供する「CAPセンター・JAPAN」や、「デートDVプログラム」を提供するawareなど、実績のある民間団体のプログラムを、学習指導要領の中に含めて、必ず実施していただきたい。	E	学習指導要領の対象とする範囲については、学校教育制度全体の中で検討される必要がある。
448	II 第5	1 (6) 「犯罪被害者」という言葉が、市民権を得たとはいまだ言い難いのが現状である。今年4月より、龍谷大学の「被害者学」を受講していますが、「被害者学」という科目を持っている大学があまりにも少ないことを記憶している。大学にその科目があるだけで、周知されることにもつながるし、できることなら法学部の学生達に受講の機会があることを望む。 また、犯罪被害者自身は、なかなか声をあげにくい存在であるが、自助グループを作って講演活動をしている方もあるので、そのような方の教育機関(中学、高校)で講演の場を持つことは、よりいっそうの国民の理解を得る機会につながるのではないかと。	B	
449	II 第5	1 (6) 昨日、三重県の高校で生徒を対象に講演をした。熱心に聴いていただいた。(感想を読んで涙がでています)。私たちの気持ちを理解してくれれば多感な世代の子どもたちの犯罪は減ると思う。是非、多いに推進していただきたい。刑務所や少年院等でもその機会を増やしていただきたい。	B	
450	II 第5	1 (6) (女性)労働者の教育・学習権(労働法など)を、中学の義務教育課程や高校で必須としていただきたい。	C	労働者の教育をどのように行っていくかは、犯罪被害者等基本計画の対象外である。

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
451	II 第5	1 (10) 犯罪被害者の置かれている立場に対する国民の理解が、まだまだ不十分である。地方自治体の取り組みも、バラバラで、窓口を設置しただけで全く無関心な自治体も多い。国民全体の関心を高めていかなければならないのはもちろんだが、中心となって啓蒙・啓発していくべき自治体はまず、犯罪被害者支援の重要性、必要性を認識してほしい。同時に、今、活発に活動している民間支援団体による犯罪被害者支援の啓発事業にも、積極的な財政支援をお願いしたい。	B	
452	II 第5	1 (15) 【意見】 賛成である。	C	
453	II 第5	1 (16) 事件の内容によって、警察の実名報道を控えていただくこともお願いしたい。特にマスコミ関係者、「生きている者の個人情報」ということで、どこからか入手した写真を、遺族の許可なく出され。亡くなった者にも家族がいる。個人名と写真を出すことによって、家族が特定され、子供たちはいじめに合い、母親をなくしただけでなく、学校にも行けなくなった。2重、3重の被害にあうことになる。「報道の自由」ということで、何倍も辛い思いをし、人生を変えられてしまったことを理解していただきたい。	B	
454	II 第5	1 (17) 【意見】 賛成である。ただし、性犯罪や子どもが被害者である場合は、顔見知りによる事件が多く被害が顕在化しにくいため、実数の把握も実情の把握も極めて困難である。このような実情を踏まえ、どのような情報提供を行うのか、基本計画(仮称)案骨子は明らかにしていないため、多くの潜在的被害者の保護や将来の被害発生防止に役立たないのではないかと疑問である。知らぬ人による加害行為だけを問題にするのであれば、情報の提供の仕方如何によっては、「こういう人には要注意」といった類のものになりかねず、その場合、住民の間に、相互監視、差別、排除の問題が生じないかと懸念される。	B	
455	II 第5	1 (19) 【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。	C	
456	II 第5	1 加害者にならなくても、誰が、いつ、どこで、被害に遭うかわからない。被害に遭っていない人は、他人事にかたづけして話をする人が大多数である。国民に理解をしてもらうためには、被害者に支給するお金を国民全員から回収する様にすれば、人ごとではないということがわかると思う。たとえば、政党助成金のような形ですればいいかが。	A 内閣府	(案文の修正なし) 被害者に対する経済的支援の充実のための財源については、今後、犯罪被害給付制度の拡充等を検討するための会において、検討がなされるもの。
457	II 第5	1 (1)(2)(3)(4)(6)(7)を実施するために、教職員育成カリキュラムにおいて、「生命・身体・自由の尊重」に関する科目を必修とすべきである。	B	

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
458	II 第5 1	加害者支援のための保護司と被害者支援のための保護司の数があまりにも違いすぎる。保護司の数を同じくらいにすることで、国民の中に被害者に対する支援の気持ちが広がっていくと思う。加害者だけを地域で守っていく考え方を変えていくべきである。	B	犯罪被害者等に関する理解や支援の気持ちを国民一般に広げる取組を一層行うべきである旨の重点課題第5全般に対する要望としてB。
459	II 第5 1	全体として賛成。 NPOとして地域の理解を学校に出向いて広げていく活動を続ける中で、感じるのは、以下のとおり。 ① 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。 ② 高校での公民での授業や、法教育において被疑者・被告人の権利とともに、犯罪被害者の人権についても明確に伝えてほしい。 ③ 被害に遭った家族の内の「子どもたち」に気づき、支援がなされるように。 (理由) 犯罪被害者支援に関して、文部科学省は必ずしも積極的に取り組んでいる姿勢が犯罪被害者白書の毎年変化のない記述を見る限りは感じられません。学校教育だけでなく、人権教育、生涯学習、法教育など積極的に取り組むべき領域は大きいにもかかわらずである。 逆に、岡山県では、県教育委員会がNPOとの協働事業で「心と命の教育活動」を推進し、人権教育推進プランにおいて5年計画で、犯罪被害者の人権についても教職員の体験交流研修や小中高校の人権教育担当者、人権教育指導者研修、社会教育担当者研修、管理職研修などのあらゆる機会をとらえて「犯罪被害者の人権」についての研修を実施している。こうした推進事例を全国に紹介するなどして、各地で犯罪抑止教育、生命尊重教育が推進されることを願います。 また、教員研修に際しては、「犯罪被害から子どもを守る」とか、「犯罪被害に遭った子どものケア」という側面だけでなく、交通死や犯罪で身近な家族を亡くした子どもが教室に必ずいることをもっと教員に知ってもらうことの大切さを人権研修や学校での「命の授業」の実践から痛感している。	B	
460	II 第5 1	(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) 子どもが命の大切さを実感する教育と、ストレスやトラウマや喪失による心身の変化と望ましい対応や対処について体験的に学ぶ心の健康教育の展開と充実の施策を強く推進することをお願いしたい。	B	
461	II 第5 1	(全体)人間教育(道徳・心理学・心理カウンセリングなど)を家庭、地域社会、学校が実施していただきたい。	E	道徳教育等をどのように行っていくかについては、犯罪被害者等基本計画の対象外である。
462	II 第5 1	社会教育・啓発については学校教育における男女平等教育・人権教育・性教育・暴力防止教育を正規のカリキュラムに入れるとともに、そのための専門者を養成すべきである。	E	男女平等教育等そのもののあり方については、犯罪被害者等基本計画の対象外である。

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
463	Ⅱ 第5 1	被害者の権利回復が進められ、社会正義の実現に結びつくには、遅れている被害者理解が社会の隅々にまで拡がり深まる必要がある。その意味で、学校教育の場などにおいて、命の教育を根底においての被害者理解・人権の教育を位置づけることは重要で、骨子がこの課題について具体的に述べていることは大切である。広く国民理解の増進のために、私たち被害者団体も語り伝える努力を続けていきたい。体験講話等の要請には出来る限り応えていきたいと考えている。	C	
464	Ⅱ	「犯罪に遭った方を支援する側」の観点から課題を設定、計画が策定されているが、「犯罪に遭った方の人権」を中心に据えた計画が必要である。具体的には、偏見や差別が残る「性犯罪」、日本の法律だけでは対応できない「アメリカ人兵士による犯罪」当事者の状況に応じた支援が必要な「外国人」「障がい者」など、それぞれに望まれる支援について、課題とそれを解決する計画を設定すべきである。	A 内閣府	(案文の修正なし) 犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の権利利益の保護を図ることを目的としており(第1条)、犯罪被害者等基本計画の基本方針にも、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」「個々の事情に応じて適切に行われること」が明記されており、意見の趣旨は反映されている。
465	Ⅱ	性犯罪が女性に対する暴力であり、女性の人権を守るという視点からの新たな項目立てが必要である。	A 内閣府	(案文の修正なし) 犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、被害に遭った者の性別による区別はしていない。 なお、男女共同参画基本計画においては、意見のような観点から、性犯罪について項目立てをしている。
466	Ⅱ	5つの重点課題とは別に、性犯罪に対する新たな視点が必要。性犯罪への取組は項目を別に加えるべきである。	A 内閣府	(案文の修正なし) 5つの重点課題は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の広範囲・多岐にわたる具体的な要望を整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってきたもので、犯罪被害者等施策の体系を形作っており、各重点課題は、被害類型の区別のないものであるところ、これとは別に、個別の犯罪類型について項目立てをすることは、基本計画における体系上、適当ではない。意見にある項目をたてなくても、性犯罪被害者への施策は十分かつ適切に行われるものと考えている。
467	Ⅱ	性暴力についての刑罰法規の抜本的見直しを当事者団体、民間団体、女性人権団体の意見を聞いてなすべきである。特に国連での諸勧告事項については、計画への反映が必須である。	D	要望聴取会において「性犯罪に関する規定全般について見直しをすべきである」旨の意見が寄せられたが、第1回会議において、「刑罰法令の見直しは犯罪被害者等施策の範囲を超えることから、計画見直しの場で検討することは困難である。」との整理案が了承され、検討対象外とされた。
468	Ⅱ	被害者に関する全ての施策や対応をまとめた専門の被害者庁の設置	D	要望聴取会において犯罪被害者庁の設置について要望がなされたが、第1回会議において、「新たな行政組織の創設は現状では困難」との整理案が了承され、検討対象外とされた。

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
469	II	DVが絡む事件については、犯罪の背後にDVのメカニズム(DVが被害者に与える心理的影響)のわかった捜査官、検察、裁判関係者を配置していただきたい。今後の課題としてDV被害者が理不尽な扱いを受けないよう、DV専門法廷についても検討していただきたい。	E	人事配置については、各機関内部の問題であり、また、DV専門法廷については、刑事司法制度全体に渡る問題であり、いずれも検討の対象とすることは難しい。
470	II	性犯罪の被害にあわれた方が社会へ復帰出来るような仕組みを作っていただきたい。	C	
471	II	性犯罪について、日本社会にある社会的文化的な性のありようがもたらす心理的影響にセンシティブな視点をもって対処していただきたい。 性犯罪被害者の多くが女性であること、また、男性の被害者が声をあげにくく潜在化していることなどを踏まえた施策を推進していただきたい。	C	
472	II	人権尊重の観点から、被害当事者の視点を大切にしたい計画が必要である。 ・性暴力被害者は警察に訴えられないことが多いという現状を鑑みて、刑事事案以外の被害者も対象とした計画にすべきである。	C	犯罪被害者等基本計画の対象には、捜査機関に被害を申告しない犯罪被害者等も含まれる。ただし、個々具体の施策については、それぞれ対象範囲が設定されている。
473	II	尊厳を重んじることは、とても重要。性犯罪に関して、日本での刑法や民法をみると、信じがたいことに、家父長制の考えが色濃く、女性は父や夫の所有「物」としての損害を罰するというような視点のままである。被害にあった当事者の視点に転換していかねばならない。この計画では、「人権」を重んじることを明記していただきたい。	C	基本方針において、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」を明記している。
474	II	日本が批准している国際人権条約、条約機関の勧告、国連ガイドラインに沿って、方針が決定されることが必要である。	C	骨子のどの部分が何に沿って方針決定される必要があるのか、具体的な指摘がなく、対応不可能。

番号	重点課題別	意見内容	備考	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
475	II	方針として、「犯罪に遭った側に落ち度はない」ことを前提とした支援が保障されることを明記していただきたい。例えば性暴力は、「暗い夜道を歩いているのが悪い」など、暴力に遭った側の落ち度が問われることが少なくない。	C	基本方針において、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」を明記しており、意見の趣旨は反映されている。
476	II	II 具体的施策についての意見 全般にわたる共通事項 当事者団体、支援団体との協議、検討、連携、活用等については、すべての関連する項目において盛り込まれるべきである。	C	
477	II	II 具体的施策についての意見 全般にわたる共通事項 被害者認定の枠組みについて、各制度において、被害者の負担とならないよう、その効果に応じて、警察を利用しなくても被害者支援制度を利用できるようにすべきであり、所定の資料機関や相談機関等の認定でも、できる限り多くの被害者支援制度を利用できるように制度設計をすべきである。。	C	個別具体の施策の対象については、趣旨・目的や制度内容等にかんがみて、施策ごとにそれぞれ適切に設定され、判断されるべきである。
478	II	支援者自身の安全確保と安心感を高めるため、スーパーバイズだけでなく、支援者の自助グループや職場での理解、精神衛生についての配慮等が充分になされる必要がある。	C	
479	II	基本計画がしっかりしていたので、この5年間で被害者施策が大きく前進した。今回の第二次基本計画案も現段階で検討できることは網羅的にとりあげられているので、今後も被害当事者の声を施策に反映した取組みが推進されることを望む。	C	
480	II	まとめ 被害者を救い、新たな被害者を出さない為に行政ができることは無限にある。 社会を明るくすることで被害者を出さない事に繋がるかもしれない。現代社会の抱える諸問題をひとつひとつ読み込む事で新たな被害が防げるかもしれないと考えている。 今回の第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案・骨子は、各論としては被害者の期待に添ったものと感じる人が多いかもしれないが、未来の市民の期待には充分応えているとはいえない。更に積極的な具体案を示していただきたい。大きな期待感を持って政府の被害者支援指針策の拡充を見守りたいと考えている。	C	